

事 務 連 絡

平成30年6月13日

介護保険指定事業者 各位

各務原市 介護保険課長

介護保険負担割合証および被保険者証について

平素より、各務原市介護保険事務の取り扱いにご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成30年度(適用期間:平成30年8月1日～平成31年7月31日)の介護保険負担割合および平成30年度8月以降の被保険者証の取り扱いについて、下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

記

1. 平成30年度の負担割合証の発送予定日

平成30年7月9日

※認定日が6月28日以降の対象者は、翌日発送の結果通知等に同封いたします。

2. 制度改正による変更について

①負担割合が**最大3割**となります。

※判定基準の詳細はパンフレット(とものほぐくむ介護保険 P26)等でご確認ください。

※介護予防・日常生活支援総合事業についても同様の負担割合となります。

②自己負担3割の方について、**給付制限による自己負担が4割**となります。

※1割、2割の方については現行通り、3割となります。

【その他】

・負担割合については負担割合証で確認してください。

※電話によるお問い合わせには回答しかねます。

・負担割合証だけでなく、被保険者証内に給付制限の記載がないことも併せて確認してください。

・住民税の所得更正や世帯員の異動により負担割合が変更になる場合がありますので、毎月負担割合を確認するようにしてください。

○被保険者証について、平成30年8月以降の新様式が示されておりますが、厚生労働省の通知において旧様式を認定の更新までの間、有効なものとして取り扱って差し支えないと示されているため、**被保険者証の一斉更新は行わない**こととさせていただきます。(認定更新時に順次切り替えをします。)

各務原市健康福祉部介護保険課 介護保険係

担当 木野村

電話 058-383-1778(直通)